

とりぎんイオンJCBカード特約

第1条(名称)

本カードは株式会社鳥取銀行(以下「とりぎん」といいます)と株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」といいます)が提携してキャッシュカード機能部分はとりぎん、クレジットカード機能部分はイオン銀行が発行するもので、とりぎんイオンJCBカードと称します。

第2条(会員)

本カードは、とりぎんに普通預金(総合口座)を有する方本人で、本特約およびとりぎんイオンカード会員規約(以下「カード会員規約」といいます)ならびにとりぎんカード規定を承認のうえとりぎんおよびイオン銀行(以下「両行」といいます)に入会申し込みをされ、両行が認めた方を会員とします。

第3条(適用)

会員については、本特約に定めのない事項についてはとりぎんイオンカード会員規約によるものとし、本特約とカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

第4条(キャッシュカード機能)

- (1) 本カードには、とりぎんの認定を受けたとりぎんの責任のもとに提供するとりぎんキャッシュカード機能を付与します。
- (2) 会員は、とりぎんキャッシュカード機能部分については、優先的にとりぎんカード規定が適用され、とりぎんカード規定に従うことを承諾します。
- (3) 本カードの申し込みをされる方は、とりぎんイオンJCBカード口座番号届のとりぎんへの提出をイオン銀行に委託するものとします。

第5条(カード貸与の特例)

とりぎんに本カードを提出する場合を、カード会員規約第2条の例外とします。

第6条(支払口座の特例)

金融機関口座をとりぎん普通預金(総合口座)に限るものとします。

第7条(会員情報の提供)

- (1) 両行は、会員情報について会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。
- (2) 会員は、両行が正当な事業活動に利用するため、会員の個人情報(申込時に会員が記入する会員の属性等の情報)、利用状況の提供および交換をなすことに同意します。

第8条(特約の変更)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。

とりぎんカード規定

1.(カードの利用)

預金口座(後記16参照)および当座貸越口座(後記16参照)について発行したカードは、それぞれ当該口座について次の場合に利用することができます。

- (1) とりぎんの現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「預金機」といいます)を使用して普通預金、貯蓄預金および当座貸越口座に入金する場合。

なお、以下のカードはカードによる預入れの取扱いはできません。

- ① とりぎんビジネスラインローンカード
- ② とりぎん商工貯蓄共済ビジネスカードローンカード
- (2) とりぎんおよびとりぎんがオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます)を使用して預金の払戻し、または当座貸越の借入をする場合(以下、預金の払戻しと当座貸越金の借入の双方を「払出し」といいます)。

なお、以下のカードは提携先の支払機では利用できません。

- ① とりぎんビジネスラインローンカード
- ② とりぎん商工貯蓄共済ビジネスカードローンカード
- (3) とりぎんの自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払出し、振込の依頼を

する場合。

なお、以下のカードは振込の取扱いはできません。

- ① とりぎんビジネスラインローンカード
- ② とりぎん商工貯蓄共済ビジネスカードローンカード
- (4) その他とりぎん所定の取引をする場合。
- (5) 上記(2)(3)の場合、払出し請求額と後記5の(1)(2)に規定する自動機利用手数料等との合計額が払出しできる金額を超えるときは、その払出しはできません。

2.(預金機による預金口座または当座貸越口座への入金)

- (1) 預金機を使用して預金口座に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に当該口座のカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による当座貸越口座への入金は、当座貸越金の弁済とします。
- (3) 預金機による入金は、預金機の機種により、とりぎん所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金はとりぎん所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.(支払機による払出し)

- (1) 支払機を使用して払出しをする場合は、支払機の画面表示等に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
この場合、通帳、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機を使用した払出しは、支払機の機種によりとりぎんまたは提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出限度額は、とりぎんまたは提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払出し限度額はとりぎん所定の金額の範囲内とします。

4.(振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払出し、振込依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における払出しについては通帳、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振込機による振込単位は1円とし、1回あたりの振込金額はとりぎん所定の金額の範囲内とします。
- (3) 上記(1)の操作において画面に表示された振込内容について確認操作された後は、振込機による訂正、組戻しはできません。
操作完了後、通帳または、ご利用明細表の記載内容により再確認し、訂正、組戻しが必要な場合は、ただちに取扱店の窓口へ申し出てください。

5.(自動機利用手数料等)

- (1) 自動機利用手数料
支払機または振込機を使用して払出しする場合には、とりぎんおよび提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます)をいただきます。
- (2) 振込手数料
振込機を利用して振込を依頼された場合は、とりぎん所定の振込手数料をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料等の自動引落
 - ① 自動機利用手数料・振込手数料については、払出し時または振込資金の振替による払出し時に当該口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、とりぎんから提携先に支払います。
 - ② 前記①の自動引落にあたっては通帳、払戻請求書の提出は必要ありません。

6.(代理人による預金の入金・払戻しおよび振込)

とりぎんキャッシュカード、とりぎん貯蓄預金カード、とりぎんバンクカードおよびとりぎん法人キャッシュカードについては、次により代理人による預金の入金・払戻しおよび振込を利用することができます。なお、預金の払戻しおよび振込には、総合口座(定期および国債を担保とした貸越限度額の範囲内に限り)の当座貸越金の借入を含みます。

- (1) 代理人(個人の場合は本人と生計をともにする親族1名、法人の場合は、代表者により指名された1名に限ります)による預金の入金・払戻しおよび振込を依頼する場合は、本人または代

表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。

この場合、とりぎんは代理人のためのカードを発行します。

- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は口座名義本人とします。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

7.(預金機・支払機・振込機の故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等によりとりぎんの預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、とりぎん本支店の窓口でカードにより預金口座に入金することができます。
- (2) 停電、故障等によりとりぎんの支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、とりぎんが支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度額としてとりぎん本支店の窓口でカードにより払出しすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。
- (3) 前項による払出しをする場合には、とりぎん所定の払戻請求書または借入請求書に氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等によりとりぎんの振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8.(カードによる取引の通帳記入)

カードによる取引(前項5の自動機利用手数料等の引落取引を含む)の通帳記入は、通帳をとりぎんの預金機・支払機・振込機もしくはとりぎんの通帳記帳機で使用された場合、およびとりぎん本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

9.(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によってとりぎんに届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる払出し停止の措置を講じます。
この届出の前に生じた損害については、とりぎんは責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によってとりぎんに届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によってとりぎんに届出てください。この届出の前に生じた損害については、とりぎんは責任を負いません。
- (4) カードを失った場合の再発行は、とりぎん所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、とりぎん所定の再発行手数料をいただきます。

10.(暗証番号等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) とりぎんが、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードをとりぎんが交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して払出しに応じたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、とりぎんおよび提携先は責任を負いません。
ただし、この払出しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理についてカード契約者の責に帰すべき事由がなかったことをとりぎんが確認できた場合のとりぎんの責任については、この限りではありません。
- (3) とりぎんの窓口においてカードを確認し、払戻請求書または借入請求書、および諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

11.(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、とりぎんは責任を負いません。なお、提

携先の支払機を使用した場合の責任についても同様とします。

12.(解約等)

- (1) 預金口座および当座貸越口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードをとりぎんに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用などとりぎんがカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、とりぎんからの請求がありしだい直ちにカードをとりぎんに返却してください。

13.(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14.(カードの有効期限)

次のローン専用カードについてはカードの有効期限をローン契約者または当座貸越契約書に定める契約期限とします。ローン契約書または当座貸越契約書の契約期限を延長したときはカードの有効期限を自動的に延長します。

- ① とりぎんスーパーカードローンカード
- ② とりぎんスピードカードローンカード
- ③ とりぎん新カードローンカード
- ④ とりぎんカードローンC型ローンカード
- ⑤ とりぎんライフプラン「財活」ローンカード
- ⑥ とりぎんビジネスラインローンカード

15.(規定等の準用)

この規定に定めない事項については次の規定等により取扱います。

- ① 普通預金規定
- ② 総合口座取引規定
- ③ スリーポイント新型貯蓄預金規定
- ④ 振込規定
- ⑤ とりぎんトム&ジェリーのアルファカード契約(当座貸越)規定
- ⑥ とりぎんプラスアルファ総合口座(当座貸越)契約規定
- ⑦ とりぎんスーパーカードローン契約規定
- ⑧ とりぎんスピードカードローン契約規定
- ⑨ とりぎん新カードローン契約規定
- ⑩ とりぎんカードローンC型契約規定
- ⑪ とりぎんライフプラン「財活」当座貸越契約書
- ⑫ とりぎんビジネスライン当座貸越契約書
- ⑬ とりぎん商工貯蓄共済ビジネスカードローン契約書
- ⑭ とりぎん提携カードローン(当座貸越)契約規定

16.(その他)

本規定で使用する以下の用語については次の通りとします。

- (1) 「カード」とは次のものをいいます。
 - ① 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)について発行した下記のカード。
 - 「とりぎんキャッシュカード」
 - 「とりぎんバンクカード」
 - 「とりぎんバンクカードVISA」
 - 「とりぎんトム&ジェリーのアルファカード」
 - 「とりぎん行政カード」
 - ② 貯蓄預金について発行した「とりぎん貯蓄預金カード」
 - ③ 普通預金について発行した「とりぎん法人キャッシュカード」
 - ④ 「とりぎんスーパーカードローン」
 - 「とりぎんスピードカードローン」
 - 「とりぎん新カードローン」
 - 「とりぎんカードローンC型」
 - 「とりぎんライフプラン『財活』」
 - 「とりぎんビジネスライン」
 - 「とりぎん商工貯蓄共済ビジネスカードローン」について発行した各専用カード
- (2) 「預金口座」とは、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)、貯蓄預金をいいます。
- (3) 「当座貸越口座」とは、総合口座の当座貸越取引口座、当座預金の当座借越契約取引口座および前記(1)の④に定めるカードローン取引口座をいいます。

以上